

地方税法施行令等の一部を改正する政令案の概要

平成27年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税率引上げの施行日の変更に対応した所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合の当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る不動産取得税の税額の減額措置について、その対象となる住宅について行う改修工事の細目及び対象となる住宅の細目を定める。
- ② 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定める。

(2) 地方消費税率引上げの施行日の変更に対応した所要の規定の整備

地方消費税の社会保障財源化分と社会保障財源化分以外の割合を変更する改正規定等の施行期日を、平成29年4月1日にするなど所要の規定の整備を行う。

(3) その他

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げる。
- ② 国民健康保険税の減額の基準について、五割減額及び二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げる。

3 施行期日

原則として平成27年4月1日から施行する。